

令和4年度日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業「主催・共催型プロジェクト」

沖縄伝統芸能多言語プロモーション業務仕様書

令和4年4月

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団

沖縄伝統芸能多言語プロモーション業務仕様書

1. 業務名

沖縄伝統芸能多言語プロモーション業務

2. 業務目的

本業務は、令和4年度日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業「主催・共催型プロジェクト」に公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「発注者」という。）が提案し、採択された「琉球王朝の美～首里城「御城舞台」と琉球花火の復元～」の個別プロジェクトの一つである。発注者が保有する映像等の編集により『首里城「御城舞台」と琉球花火の復元』に関するPR動画を制作するほか、制作した動画及び令和3年度に発注者が制作した「沖縄伝統芸能の多言語PR映像」等を活用し、国内外に向けてプロモーションを展開することにより、沖縄伝統芸能のブランディングの強化並びに沖縄伝統芸能を目的とするインバウンドの拡充を図る。

※「日本博」について

日本博とは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「文化プログラム」の中核的事業として、文化庁が中心となって、関係府省庁、地方公共団体、民間団体等と連携しつつ、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開する大型国家プロジェクト。日本博の総合テーマは「日本人と自然」。

3. 契約期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）まで

4. 委託料上限額

委託料の上限額は、4,974千円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5. 業務内容

（1）『首里城「御城舞台」と琉球花火の復元』に係るPR映像制作

ア 映像内容

映像は2の目的を表現するものであり、内容は次の（ア）から（ク）をすべて含むものとする。

（ア）国立劇場おきなわ（外観及び劇場内）

（イ）復元した御城舞台の映像

（ウ）復元した琉球花火の映像

- (エ)組踊「執心鐘入」「二童敵討」「銘苅子」「女物狂」「孝行の巻」から組踊の映像
- (オ)10月14日(金)～16日(日)の朝薫五番・からくり花火の告知(日本語版、英語版)
- (カ)エンドクレジット(出演者名のローマ字表記及び演目等の英語表記)
- (キ)沖縄県本土復帰50周年、組踊が国の重要無形文化財に指定されて50周年にあたることを字幕で盛り込む
- (ク)日本博及び文化庁、国立劇場おきなわのロゴ並びに主催・制作の英語表示
- (ケ)(ア)～(エ)の映像等については、国立劇場おきなわ運営財団が提供する映像等を編集する。詳細は発注者と受託業者とで調整する。

イ BGM

映像のBGMは組踊の地謡等を活用すること。

「11. 著作権等について」記載内容の条件を満たす音源を使用すること。

※詳細は、国立劇場おきなわ運営財団と調整する。

ウ 本数

日本語字幕版、英語字幕版の2本を制作する。

エ 長さ

59秒版、14.5秒版の2種類

オ 納品データ

納品するデータは、画質は4K及びフルHD、画角(アスペクト比)は16:9、ファイル形式はMP4形式(YouTubeアップロード用)及びDVD-Video形式とする。

カ 字幕

原文(日本語)は原則として発注者が指定するものを使用し、英語の字幕を制作すること。なお、英語の翻訳者については、十分な職務遂行能力を有する者とし、必ずネイティブチェックをうけたものを字幕として使用すること。

キ その他

- ・映像は、5回以上の校正(発注者による映像のチェック)を行うこと。
※発注者は、校正依頼日から平日2日以内に回答するものとする。
- ・映像や字幕は、パソコンやスマートフォンで閲覧されることを想定して制作すること。
※国立劇場おきなわ運営財団が管理するSNS等への動画コンテンツ及び文章のアップロード作業は発注者が行う。

(2) SNS等掲載用映像標題及び説明文制作

(1)で制作した映像に関する英語のSNS等掲載用映像標題及び説明文を制作する。原文(日本語)は原則として発注者が指定するものを使用し、英語の翻訳者については、十分な職務遂行能力を有する者とし、必ずネイティブチェックをうけたものを納品すること。

(3) プロモーション

- ① 『首里城「御城舞台」と琉球花火の復元』に係るプロモーション

ア (1) で制作した映像及を活用したプロモーションを国内外に展開する。

イ ウェブを活用したプロモーション

SNS や動画共有サイト等を活用し、10 月 14 日（金）から 16 日（日）に開催される「朝薫五番・からくり花火の実演」に関するプロモーションを行う。

ウ ウェブ以外を活用したプロモーション

ウェブ以外の新聞や放送等のメディアの活用といった広報物を制作し、「朝薫五番・からくり花火の実演」に関するプロモーションを行う。

媒体の種類、対象者、訴求方法について提案すること。

エ その他の方法によるプロモーション

上記イ、ウ以外に効果的な取組がある場合は、自由に提案してよい。

② 組踊の多言語プロモーション

ア 令和 3 年度に発注者が作成した「沖縄伝統芸能の多言語 PR 映像」及び提供画像を活用し、国重要文化財指定 50 周年を迎える組踊を次代へ受け継ぐレガシーとするための国内外に向けたプロモーションの展開を行う。

※映像は日本語版、うちなーぐち版、英語版、中国語（簡体字・繁体字）版及び韓国語版があるが、そのうち日本語版及び英語版は必ず活用すること。

イ ウェブを活用したプロモーション

SNS や動画共有サイト等を活用し、組踊の国重要文化財指定 50 周年の機運を高めるプロモーションを行う。

ウ ウェブ以外を活用したプロモーション

ウェブ以外の新聞や放送等のメディアの活用や、提供画像を活用した広報物を制作し、組踊の国重要文化財指定 50 周年の機運を高めるプロモーションを行う。

媒体の種類、対象者、訴求方法について提案すること。

エ その他の方法によるプロモーション

上記イ、ウ以外に効果的な取組がある場合は、自由に提案してよい。

6. 積算見積

積算の経費については、以下の内容で提出すること。なお、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

(1) 直接人件費

(2) 直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

(3) 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）

(4) 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

(5) 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する。）

(6) その他（上記費目以外の必要な経費があれば記載）

7. 納品物及び納入期限等

(1) 成果物

ア 5(1)について

・映像を MP4 形式及び DVD-Video 形式で保存した USB フラッシュドライブ2個と、映像を DVD-Video 形式のみで保存した DVD20 枚

※DVD にコピーガードは行わず、パソコン等により複製できるようにすること。

イ 完パケ BGM

ウ 5(2)について・SNS 等掲載用映像標題及び説明文（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語）のテキストファイル又は Word ファイル

※ファイル形式及び引渡方法等は発注者と受託者との調整し決定。

エ プロモーションに係る報告書等

(2) 納入期限

ア (1) のアからウまでについて

令和4年8月19日（金）午後5時

イ (1) エについて

令和4年11月30日（水）午後5時

(3) 納品場所

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団事業課

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-14-1

電話（代表）098-871-3311

8. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者をおくこと。

9. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負させることができない。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の 50%を超える業務
- ・業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者などの映像制作の根幹的な業務
- ・発注者との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

国又は沖縄県、独立行政法人日本芸術振興会から指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(3)再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「翻訳等並びにその他簡易な業務」を第三者に委託し、又は請負わせるときは、この限りではない。

○翻訳等並びにその他簡易な業務

- ・字幕及びSNS等掲載用映像標題及び説明文の翻訳業務
- ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

10. 秘密保持・データの保護

(1)秘密保持

受託者は、本業務の実施にあたり知り得たアーティストに関連する情報について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。また、業務を担当する部門の者についても、機密情報は最小限の人数で取り扱うものとし、総括責任者は機密情報が第三者及び不特定多数に流出することがないように管理・監督するものとする。これらは、成果物納品後も発注者が情報を公開するまで同様とする。

(2)複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を行うため発注者から提供された機密情報を、発注者の許諾なく複写または複製してはならない。委託業務終了後も同様とする。

11. 著作権等について

- (1)受託者は、納品物（中間成果物含む。）の著作権（著作権法第27条・28条に規定する権利を含む。）を発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2)受託者は、本業務契約の実施に伴い新たに制作・作成したものについて、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3)(2)の規定は、受託者の従業員、再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (4)第三者が権利を有している映像・音声等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (5)映像・音声等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、発注者と受託者で協議して決定する。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 企画提案者が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、新型コロナウイルスの影響、その他諸事情により変更する場合がある。